

【タイ】 商標法改正に伴う付帯省令（案）に関する一般意見公募

2016年5月10日

ジェトロ・バンコク事務所

2016年4月12日、知的財産局（DIP）は、既に国家立法議会（NLA）によって可決された改正商標法に関連して、付帯省令（案）を公示して一般からの意見公募を開始した。意見公募の期限は2016年5月4日とされている。DIPのホームページでは、意見公募の開始にあたり、以下の省令（案）、現行省令、及び改正商標法全文が公開されている。

1. 改正商標法施行に伴う省令（案）
（音商標保護制度の導入に伴う各種手続きの詳細についての変更）
2. 商標関連のオフィシャルフィーに関わる省令（案）
（改正商標法施行に伴うオフィシャルフィーの改訂、及び減額や免除についての変更）
3. 商標法施行に伴う現行省令
4. 商標関連のオフィシャルフィーに関する現行省令
5. 改正商標法全文
（骨子については2016年3月4日付「法令調査2015（タイ）－ No.21」のとおり）

なお、改正商標法はNLAにより可決され、2016年2月25日付で国王による承認のため内閣官房に移送されている。国王による承認後、90日間の官報公示を経て改正商標法は施行されることになるが、具体的な施行日については現在のところ特定し得ない。

情報公開日

2016年4月12日

URL等

http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_content&view=article&id=1911:120459-3&catid=8&Itemid=332

本内容は、日本貿易振興機構が2016年5月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。